

団体信用生命保険 重要事項に関するご説明

契約概要

注意喚起情報

この「団体信用生命保険 重要事項に関するご説明」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を「契約概要」に、ご加入のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を「注意喚起情報」に記載しております。**「団体信用生命保険【特約兼用】申込書兼告知書（以下、「申込書兼告知書」といいます）」のご記入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。特約にお申込みされない方は、特約ならびにがん保険金および特約保険金（リビング・ニーズ特約）に関する事項は適用されませんのでご注意ください。**

また、**9.個人情報に関するお取り扱い**（当書面お客さま保管③（5ページ））についてもあらかじめお読みください。

なお、この保険の契約内容について、ご家族の方々にもご説明いただき、当書面および「申込書兼告知書」（コピー）は大切に保管くださいますようお願いいたします。

**【意向確認のお願い】お申込みの前に、以下について必ずご確認ください。**

主なチェック項目は以下のとおりです。ご意向に沿った内容となっているかご確認ください。

チェック欄はご自身のチェックにご使用ください。

項目	記載ページ
<input type="checkbox"/> 保険金額 債務残高に応じて定まります。	「契約概要」 <b>2.商品の特徴</b> （2ページ）をお読みください。
<input type="checkbox"/> 保障内容 死亡・高度障害です。 特約にご加入の場合は、特約の保障が追加されます。	〈がん保障特約、リビング・ニーズ特約にお申込みの方〉 ・「契約概要」 <b>4.主契約の保険金が支払われる場合</b> （3ページ） ・「契約概要」 <b>5.がん保険金、特約保険金（リビング・ニーズ特約）が支払われる場合</b> （4ページ） ・「注意喚起情報」 <b>5.保険金をお支払いできない場合</b> （7・8ページ）
	〈特約に申込みない方〉 ・「契約概要」 <b>4.主契約の保険金が支払われる場合</b> （3ページ） ・「注意喚起情報」 <b>5.保険金をお支払いできない場合</b> （7ページ）
<input type="checkbox"/> 保険期間 債務の返済期間等によって定まります。	「契約概要」 <b>6.保険の責任開始日・保険期間</b> （5ページ）をお読みください。

★次ページ以降の契約概要・注意喚起情報をお読みいただく前に、以下をご確認ください

<b>がん リビング・ニーズ</b> と表示されている箇所	がん保障特約、リビング・ニーズ特約にお申込みの方は必ずお読みください (囲みの中の背景色が薄いピンクの箇所です)
上記の表示がない箇所	特約へのお申込み有無にかかわらず、必ずお読みください

## 契約概要

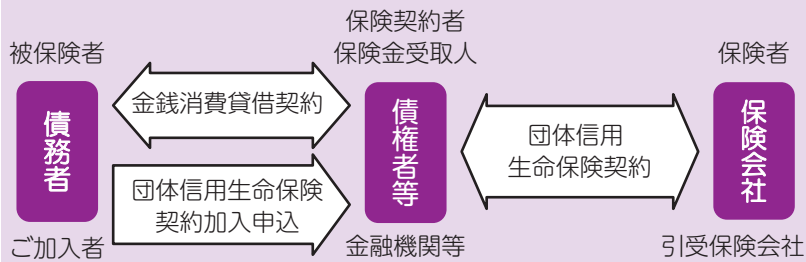
- 1. 商品の名称**      主契約：団体信用生命保険  
 特約：団体信用生命保険がん保障特約、団体信用生命保険リビング・ニーズ特約

### 2. 商品の特徴

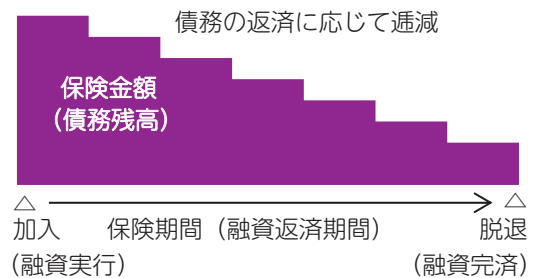
- この保険は、金融機関等から各種ローンを借り入れた方を被保険者、金融機関等を保険契約者および保険金受取人とする団体生命保険契約です。

保険契約者	株式会社SBI新生銀行
被保険者	株式会社SBI新生銀行とローン契約を締結された方
保険金受取人	株式会社SBI新生銀行
保険者	引受保険会社
保険金額	保険金額は債務残高に応じて定まり、債務の返済に応じて変動（逓減）します。
保険金のお支払い	被保険者が保険期間中に保険金が支払われる事由（※）に該当された場合に引受保険会社が保険金を保険契約者（保険金受取人）に支払い、その保険金が被保険者の債務の返済に充当されます。 ※「契約概要」 <b>4.主契約の保険金が支払われる場合</b> （3ページ）をご確認ください。また、特約にお申し込みの方は「契約概要」 <b>5.がん保険金、特約保険金（リビング・ニーズ特約）が支払われる場合</b> （4ページ）をあわせてご確認ください。
特約について	特約にお申し込みの方は以下をご確認ください。 1. 団体信用生命保険がん保障特約および団体信用生命保険リビング・ニーズ特約はセットです。いずれか1つのみ付加することはできません。 2. がん保険金および特約保険金（リビング・ニーズ特約）の保険金額は主契約の保険金額と同額となり、債務の返済に応じて変動（逓減）します。 3. がん保険金または特約保険金（リビング・ニーズ特約）が支払われた場合、主契約および特約のその被保険者に対する部分は消滅します。

#### 【契約関係のイメージ図】



#### 【保険金額のイメージ図】



### 3. お引受条件

- この保険契約にご加入の際には、「申込書兼告知書」で健康状態等をご申告（告知）いただきます。融資実行日までに「申込書兼告知書」をご提出いただき、引受保険会社が加入を承諾した場合にご加入いただけます。  
**なお、健康状態等によってはご加入をお断りすることがあります。**
- 特約に加入する場合は、主契約に加入することが条件となります。特約のみに加入することはできませんので十分にご留意ください。
- 保険金額（他のお借入れの際に既にこの保険契約にご加入の場合は通算します）の上限は3億円となります。  
 ※万一、保険金額（債務の元本および所定の利息を含みます）が上限を超えた場合でも、超える部分については支払われませんのでご注意ください。（詳細については、保険契約者へお問い合わせください。）

**4. 主契約の保険金が支払われる場合**

保険金が支払われる事由は以下のとおりです。保険期間中(責任開始日以後)に該当した場合に限ります。実際のお支払いは保険金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断されます。

(注) 保険金を請求する権利は、お支払事由が発生した日から3年間ご請求がないときには消滅します。

支払われる保険金	保険金が支払われる場合
死亡保険金	被保険者が死亡した場合
高度障害保険金	責任開始日以後の傷害または疾病により、被保険者が所定の高度障害状態(【別表】参照)に該当した場合

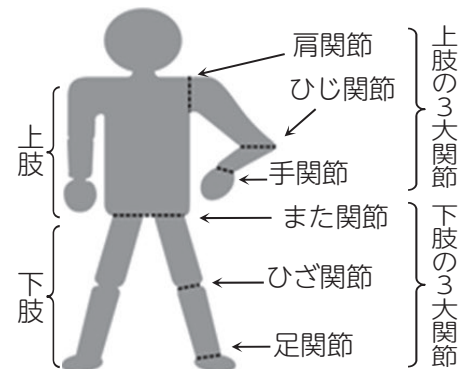
**【留意事項】**

- ・「高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態」は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。また、働けない状態であることと高度障害状態は直接的には関係しません。
- ・リハビリ・手術等により障害状態が改善される可能性がある場合、高度障害状態には該当しません。
- ・片まひ(右半身まひ、左半身まひ)のみの場合は、下記[高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態]のⅣ. 上・下肢の障害には該当しません。

**【別表】 高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態**

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
3. 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
4. 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
5. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
8. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

**【身体区分図】**



≪備考≫

Ⅰ. 眼の障害(視力障害)

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂(がんげんかすい)による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

Ⅱ. 言語またはそしゃく機能の障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

Ⅲ. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

Ⅳ. 上・下肢の障害

- (1) 「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動まひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。
- (2) 「1上肢を手関節以上で失ったもの」「1下肢を足関節以上で失ったもの」とは、関節が亡失(欠損)した状態をいいます。

**【追加説明】**

きょう正視力	眼鏡、コンタクトレンズなどを用いた場合の視力	こう頭音	ハ行
視野狭さく	視野が欠け、狭くなること	流動食	「液体」または「おも湯」
眼瞼下垂による	まぶたが十分に開かない状態によるもの	1上肢	左右いずれかの腕全体
口唇音	バ行・パ行・マ行・ワ行・フ	1下肢	左右いずれかの脚全体
歯舌音	サ行・ザ行・ナ行・タ行・ダ行・ラ行・シ・シュ・ジュ	完全運動まひ	まひにより全く動かすことができない状態
口蓋音	カ行・ガ行・ヤ行・ヒ・ニュ・ギュ・ン	関節の完全強直	関節が全く動かなくなった状態

## 5. がん保険金、特約保険金（リビング・ニーズ特約）が支払われる場合

がん  
リビング・ニーズ

保険金が支払われる事由は以下のとおりです。がん保障特約およびリビング・ニーズ特約の被保険者が保険期間中（責任開始日以後）に該当した場合に限ります。実際のお支払いは保険金のお支払いの請求を受け、引受保険会社において個別に判断されます。

（注）保険金を請求する権利は、お支払事由が発生した日から3年間ご請求がないときには消滅します。

支払われる保険金	保険金が支払われる場合
がん保険金	被保険者が、この特約の保険期間中に、下表に定める悪性新生物（以下「悪性新生物」といいます）に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（病理組織学的所見（生検）が得られない場合には、他の所見による診断確定も認めることがあります。以下同じ）。この場合、責任開始日前に悪性新生物に罹患したと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されていないことを要します。 ただし、以下の場合には保険金は支払われません。 (1) 被保険者が特約の責任開始日からその日を含めて90日（以下「90日」といいます）以内に悪性新生物と診断確定された場合（90日以内に診断確定された悪性新生物の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。） (2) 上皮内がんの場合、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんの場合
特約保険金 （リビング・ニーズ特約）	被保険者が、この特約の保険期間中に、余命が6か月以内と判断されるとき（余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行ないます）

### 《がん保険金の対象となる悪性新生物》

対象となる悪性新生物とは、表1によって定義づけられる疾病で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中表2に規定されるものとし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ⅠCD-10（2003年版）準拠」によるものとします。

### 〈表1〉対象となる悪性新生物の定義

厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの  
 /3…悪性、原発部位  
 /6…悪性、転移部位  
 悪性、続発部位  
 /9…悪性、原発部位又は転移部位の別不詳

※新生物の性状を表す第5桁コードは、表1以外に「/0」の「良性」、「/1」の「良性または悪性の別不詳（境界悪性、低悪性度、悪性度不明）」、「/2」の「上皮内癌（上皮内、非浸潤性、非侵襲性）」があり、これらは対象となる「悪性新生物」に該当しません。

※上皮内がんには、子宮頸部上皮内がん、食道上皮内がん、乳房・膀胱・腎盂・尿管などの非浸潤がん、大腸粘膜内がん等があります。

※「皮膚の悪性新生物（皮膚がん）」のうち、「(C43) 皮膚の悪性黒色腫」はお支払い対象となりますが、「(C44) 皮膚のその他の悪性新生物」は対象となる「悪性新生物」に該当しません。

### 〈表2〉対象となる悪性新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
・消化器の悪性新生物	C15－C26
・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
・骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
・皮膚の悪性黒色腫	C43
・中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
・乳房の悪性新生物	C50
・女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
・男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
・腎尿路の悪性新生物	C64－C68
・眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
・リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
・独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
・真正赤血球増加症<多血症>	D45
・骨髄異形成症候群	D46
・リンパ組織、造血組織および関連組織の性状不詳または不明のその他の新生物（D47）のうち 慢性骨髄増殖性疾患	D47.1
本態性（出血性）血小板血症	D47.3
・リンパ細網組織および細網組織球系の疾患（D76）のうち ランゲルハンス細胞組織球症	D76.0

## 6. 保険の責任開始日・保険期間

- 責任開始日は融資実行日（借り換えの場合は借り換え日）または、引受保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い日となります。
  - 保険期間は、責任開始日より、保険契約を脱退する日までの期間となります。
- ※詳細は下記の7.この保険契約から脱退いただく場合をお読みください。

## 7. この保険契約から脱退いただく場合

- 保険金のお支払事由に該当され保険金が支払われたとき
  - 満84歳6ヵ月を迎える所定の日に達したとき（主契約および特約ともに脱退となります）  
※詳細については、保険契約者へお問い合わせください。
  - 債務が完済されたとき
  - 保険期間が満了したとき
  - その他、被保険者資格を喪失したとき
  - 被保険者の保険契約者または保険金受取人に対する信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由（※）がある場合等において、被保険者が保険契約者に対し保険契約の解除請求を行い、解除となったとき（保険法第58条・第87条）。なお、解除となった場合、以後は団体信用生命保険の保障はなくなりますが、その時点の債務につきましては、保険契約者にお問い合わせください。
- （※）保険契約者または保険金受取人が保険給付を目的に故意に被保険者を死亡させようとしたことなどが該当します。なお、上記に該当しない場合の任意脱退はできません。また、この保険には脱退による返戻金等はありません。

## 8. 保険料

保険料は保険契約者が払い込みます（被保険者に保険料をお払い込みいただくことはありません）。

## 9. 個人情報に関するお取り扱い

この保険は、金融機関等を保険契約者とする団体信用生命保険です。各種事務手続きにつきましては、保険契約者と保険契約者が保険契約を締結する生命保険会社との間で行うため、保険契約者は、この生命保険の運営において入手する個人情報を、この保険の事務手続きの目的において利用します。

保険契約者は、当該保険の適切な運営を目的として、お申込人（被保険者）の個人情報（氏名、性別、住所、生年月日、現在および過去の傷病歴、ローン情報等）を保険契約者が保険契約を締結する生命保険会社へ提供いたします。生命保険会社は取得したすべての個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払、生命保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他、保険に関連付随する業務のために利用（注）し、また、生命保険会社は取得している個人情報を保険契約者および他の引受保険会社全社に上記目的の範囲内で提供することがあります。引受保険会社の詳細については、保険契約者へお問い合わせください。

なお、今後、被保険者に関する個人情報の変更等が発生した際にも、上記に準じて個人情報が取り扱われます（各種商品・サービスの詳細は引受保険会社各社のホームページをご覧ください）。

引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、被保険者の個人情報は変更前後のすべての引受保険会社に提供されることがあります。

上記内容に同意されて引受保険会社にご提供されたすべての書類は、ご加入の承諾・不承諾に関わらず返却いたしません。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他の必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

———— ここまでが契約概要です ————

# 注意喚起情報

## 1. 告知に関する重要事項

以下の事項は、告知を行う際の重要事項ですので、告知を行う前に必ずご確認ください。

**引受保険会社が書面でおたずねすることがらについて、ありのままを告知してください。(告知義務)**

### 告知とは？

現在および過去の健康状態などについて事実をありのままにお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。告知にあたっては、指定された書面（申込書兼告知書）で引受保険会社がおたずねすることがらについて、加入申込者ご本人が、事実をありのまま正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

### 告知の方法は？

指定された書面（申込書兼告知書）を記入してご提出ください。引受保険会社の社員（営業担当者・照会先担当者等）・保険契約者（金融機関等）の社員等には、この保険契約に関する告知を受領する権利はなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。なお、引受保険会社の社員（営業担当者・照会先担当者等）・保険契約者（金融機関等）の社員等が、お客さまの告知に際し、事実を告知することを妨げたり、あるいは事実と違うことを告知するよう勧めることはありません。

### 告知日以後融資を受けるまでの期間

告知日以後融資を受けるまでの間に健康状態に変化があったとしても、告知日において正確にもれなく告知いただいている場合は、再度告知いただく必要はありません。ただし、責任開始日前の傷害または疾病が原因で保険金の支払事由に該当した場合は、保険金をお支払いできない場合があります。（詳細は「注意喚起情報」**5.保険金をお支払いできない場合**（7・8ページ）をお読みください。）

### 傷病歴がある場合、加入できないの？

傷病歴等がある方をすべてお断りするものではありませんので、事実をありのまま正確にもれなく告知ください。なお、告知いただいた内容にかかわらず、引受保険会社で保有するお客さま情報により、ご加入をお断りすることがあります。

### 正しく告知しないとどうなるの？

故意または重大な過失によって、正しく告知されない（事実を告知しない、事実と違うことを告知した）場合は「告知義務違反」としてご契約が解除され、保険金が支払われないことがあります。

※責任開始日から2年経過後は「告知義務違反」による解除の対象外となります。ただし、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合には「詐欺による取り消し」を理由として、保険金が支払われない場合があります。

例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等が該当します。

### 借り換え融資の場合の注意点

- 借り換え融資の場合は、以下の点に十分ご注意ください。
- ・あらたな団体信用生命保険契約にご加入されることとなりますので、借り換え融資実行日または引受保険会社が加入を承諾した日のいずれか遅い日があらたな責任開始日となります。このため、**借り換え前にご加入されていた団体信用生命保険契約からの保障は継続されません。**したがって現在の保険契約のままであれば保険金をお支払いできる事由であっても、あらたにご加入いただいた保険契約では保険金をお支払いできない場合があります。  
※詳細は「注意喚起情報」**5.保険金をお支払いできない場合**（7・8ページ）をあわせてご確認ください。
  - ・新規ご融資に伴うご加入の場合と同様に告知義務があります。
  - ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、あらたにご加入のお引き受けができなかったり、その告知を正しくされなかったために告知義務違反としてご契約が解除され、保険金をお支払いできない場合があります。

## 2. 加入申込みの撤回に関する事項（クーリング・オフ）

この保険は、金銭消費貸借契約などにかかる債務の履行を担保するための保険であり、被保険者となられる方のご加入のお申込みの撤回（クーリング・オフ）の適用はありません。

<売買契約の撤回等がなされた場合>

ローンの目的となる売買契約の撤回等（クーリング・オフ等）がなされ、保険契約者の当該ローン申込みが取り下げられた場合、この保険へのご加入も取り消しとなります。

## 3. 責任開始について

ご提出いただいた「申込書兼告知書」にもとづき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の責任開始日から保険契約上の責任を負います。（詳細は「契約概要」**6.保険の責任開始日・保険期間**（5ページ）を参照ください。）

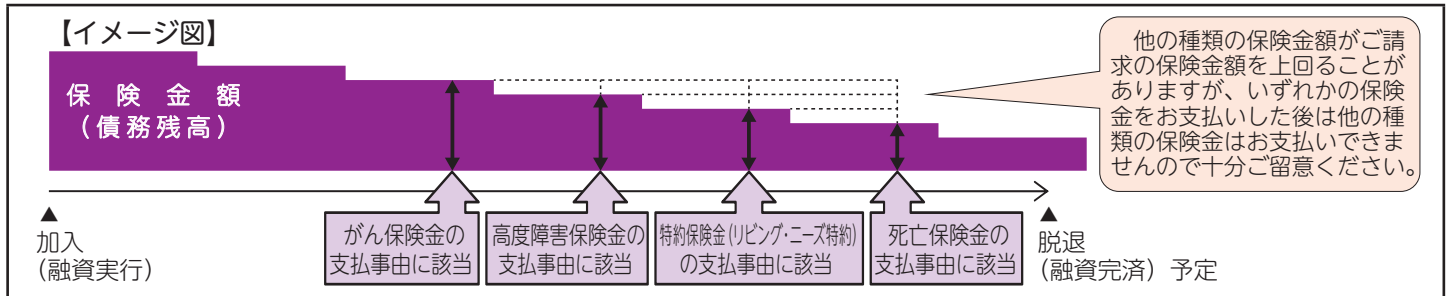
なお、引受保険会社の社員（営業担当者・照会先担当者等）・保険契約者（金融機関等）の社員等には、この保険契約への加入を決定（承諾）する権限（代理権）はありませんので、お客さまからの加入のお申込みに対して引受保険会社が承諾することが必要です。

## 4. 保険金請求時のご注意

ご請求の前に他の種類の保険金のお支払事由に該当していなかったかご確認のうえ、ご請求をお申出ください。

- ・この保険は債務の返済に応じて保険金額が逓減するため、請求するお支払事由（死亡保険金、高度障害保険金、がん保険金、特約保険金（リビング・ニーズ特約））によって、支払われる保険金額が異なる場合があります。
- ・以下のいずれかの保険金が支払われますと保障が終了しますので、以後、他の種類の保険金のお支払事由に該当されていることが分かりご請求いただいても、お支払いすることができません。

加入形態	保険金の種類
がん保障特約、リビング・ニーズ特約にご加入の方	死亡保険金、高度障害保険金 がん保険金、特約保険金（リビング・ニーズ特約）
特約にご加入ではない方	死亡保険金、高度障害保険金



## 5. 保険金をお支払いできない場合

次のような場合には、保険金のお支払いができません。

《主契約・特約共通》

### ■告知義務違反による解除の場合

「申込書兼告知書」で告知日現在および過去の健康状態などについて故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知され、ご契約またはご契約のその被保険者に対する部分が解除されたとき

### ■詐欺による取り消し、不法取得目的による無効の場合

ご加入の際に保険契約者または被保険者に詐欺の行為があり、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が取り消しとされたとき、または、ご加入の際に保険契約者または被保険者に保険金の不法取得目的があつて、この保険契約の全部またはその被保険者の部分が無効であるとき

### ■重大事由による解除の場合

保険契約者、保険金受取人または被保険者が保険金を詐取する目的で事故招致をした場合や暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、重大事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者についての部分が解除されたとき

《主契約：死亡保険金・高度障害保険金》

### ■免責事由に該当した場合

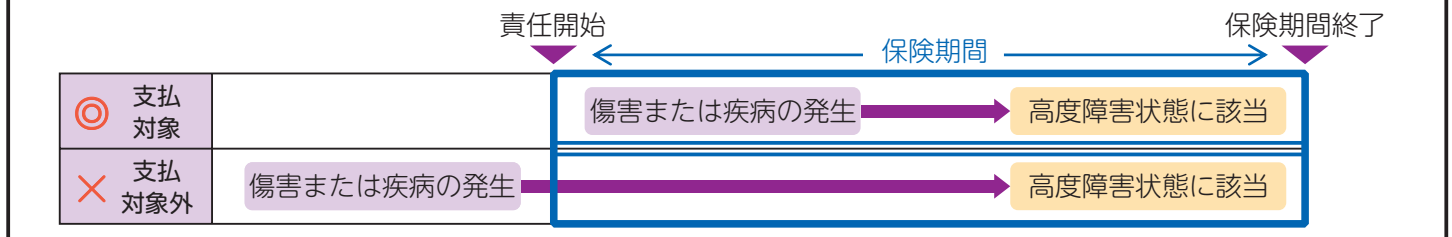
免責事由	死亡保険金	高度障害保険金
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者が責任開始日から1年以内に自殺されたとき（注1）</li> <li>・保険契約者または保険金受取人の故意によるとき</li> <li>・戦争その他の変乱によるとき（注2）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者、保険契約者または保険金受取人の故意によるとき</li> <li>・戦争その他の変乱によるとき（注2）</li> </ul>

（注1）自殺に際して心神喪失ないしこれと同程度の著しい精神障害があり、自己の生命を絶つ認識がなかったと認められるときは、死亡保険金をお支払いする場合があります。

（注2）ただし、戦争その他の変乱により死亡した、または高度障害状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じて保険金をお支払い、または保険金を削減してお支払いします。

### ■責任開始日前の傷害または疾病が原因で高度障害状態になられた場合

高度障害保険金のお支払いは、高度障害状態の原因となる傷害または疾病が責任開始日以後に生じた場合に限ります。その傷害や疾病を告知いただいたうえでご加入されたとしても、お支払いの対象とはなりません。



## 5. 保険金をお支払いできない場合

(前ページからのつづき)

次のような場合には、保険金のお支払いができません。

《特約：がん保険金、特約保険金（リビング・ニーズ特約）》

がん  
リビング・ニーズ

がん保険金	<ul style="list-style-type: none"><li>・特約の責任開始日からその日を含めて90日（以下「90日」といいます）以内に悪性新生物と診断確定された場合 （90日以内に診断確定された悪性新生物の90日経過後の再発・転移等と認められる場合を含みます。）</li><li>・上皮内がんの場合、および皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がんの場合 ※一般的には、上皮内がんとは、がん細胞の増殖が、その発生母体である上皮の基底膜上で、かつ浸潤していない状態をいいます。ただし、大腸においては、上皮の基底膜を越えてはいるものの、粘膜筋板までの中に止まり、粘膜下層にまで広がっていない状態で、かつ、浸潤していない状態をいいます。 なお、上皮内がんの定義は、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003年版）準拠」および厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類-腫瘍学 第3版」に基づきます。</li><li>・特約の責任開始日前に悪性新生物に罹患したと診断確定されていた場合 ※被保険者ご本人がその事実を知っていたか否かにかかわらず、がん保障特約は無効、リビング・ニーズ特約については責任開始日に遡って脱退となり、主契約のみの保障となります。</li></ul>
特約保険金 （リビング・ニーズ特約）	<ul style="list-style-type: none"><li>・被保険者、保険契約者または保険金受取人の故意により特約保険金（リビング・ニーズ特約）のお支払事由に該当されたとき</li><li>・戦争その他の変乱により特約保険金（リビング・ニーズ特約）のお支払事由に該当されたとき ※ただし、戦争その他の変乱により死亡した被保険者の数の増加の程度に応じ、特約保険金の全額をお支払い、または特約保険金を削減してお支払いすることがあります。</li></ul>

## 6. 保険会社が経営破綻した場合

引受保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入の保険金額が削減されることがあります。

生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社（引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しています）が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入の保険金額が削減されることがあります。

詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820 ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>  
受付時間 9：00～12：00、13：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

## 7. 一般社団法人 生命保険協会における「生命保険相談所」

この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

一般社団法人 生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>）

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

## 8. 引受保険会社

この保険契約は、第一生命保険株式会社を事務幹事会社とする生命保険契約です。引受保険会社が複数ある場合は、各引受保険会社が、被保険者の加入保険金額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。なお、引受保険会社および引受割合は変更されることがあります。

ここまでが注意喚起情報です

## 団体信用生命保険契約に関するお問い合わせ先

●保険契約に関する諸手続き

お申込みされた金融機関等へお問い合わせください。

●その他、この紙面に関するご要望・苦情

第一生命保険株式会社 団体保障事業部



TEL：0120-005-328(受付専用フリーダイヤル)

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

●保険金のお支払いに関する事項等

保険金のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかにご連絡ください。

第一生命保険株式会社 団体保障事業部



TEL：0120-709-471 (受付専用フリーダイヤル)

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日・年末年始を除く）

※第一生命ホームページ（<https://www.dai-ichi-life.co.jp/>）では、保険金をお支払いする場合またはお支払いできない場合などをご案内した冊子「団体保険における保険金・給付金のお支払いについて」をご提供しております。なお、この冊子をご契約者（金融機関・団体等）向けに作成しておりますが、被保険者様およびそのご家族の方々もお読みください。

※上記のお問い合わせ先は、団体信用生命保険専用窓口です。ローン契約内容や他の保険商品に関するお問い合わせにはご対応いたしかねますのでご了承ください。

# 団体信用生命保険の保険金のお支払いに関する説明

この書面については、保険金の支払いに関して特にご留意いただきたい内容を抜粋して記載しています。保険金が支払われる場合、支払われない場合の詳細については「契約概要」、「注意喚起情報」のご説明をご確認ください。

共通 と表示されている箇所は特約へのご加入有無にかかわらず全員ご確認ください。

がん保障特約付リビング・ニーズ特約付団体信用生命保険にご加入の方は がん  
リビング・ニーズ と表示されている箇所をご確認ください。

## [高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態]

共通

高度障害状態	備考
①両眼の視力を全く永久に失ったもの	<①について> ・視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。 ・「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。 ・視野狭さくおよび眼瞼下垂（がんけんかすい）による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの	
③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの	<②について> ・「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。 (1) 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合 (2) 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合 (3) 声帯全部のてき出により発音が不能な場合 ・「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
④胸腹部臓器に著しい障害を残し終身常に介護を要するもの	
⑤両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	<③、④について> ・「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態で、その回復の見込のない場合をいいます。
⑥両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	
⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの	<⑤～⑧について> ・「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動まひ、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。 ・「1上肢を手関節以上で失ったもの」「1下肢を足関節以上で失ったもの」とは、関節が亡失（欠損）した状態をいいます。
⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	

### 【留意事項】

- ・「高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態」は、公的な身体障害者認定基準などとは要件が異なります。また、働けない状態であることと高度障害状態は直接的には関係しません。
- ・リハビリ・手術等により障害状態が改善される可能性がある場合、高度障害状態には該当しません。
- ・片まひ（右半身まひ、左半身まひ）のみの場合は、上記「高度障害保険金の支払対象となる高度障害状態」の⑦⑧、上・下肢の障害には該当しません。

## [がん保険金の支払対象となる悪性新生物の定義]

がん  
リビング・ニーズ

悪性新生物	厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類—腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが次のもの ／3…悪性、原発部位 ／6…悪性、転移部位 悪性、続発部位 ／9…悪性、原発部位又は転移部位の別不詳
-------	--

## [特約保険金（リビング・ニーズ特約）が支払われる場合]

特約保険金 (リビング・ニーズ特約)	被保険者が、この特約の保険期間中に、余命が6か月以内と判断されるとき (余命の判断は、医師の診断に基づき、生命保険会社が行います)
-----------------------	--